

沼津市公式TikTok運用方針

決定 令和6年5月

沼津市広報課

(目的)

- 1 動画を投稿・共有するスマートフォン向けのソーシャルネットワーキングサービス「TikTok」(以下「本ツール」という。)を活用した情報発信を行うことにより、沼津市への興味関心を高めるとともに本市の認知度向上を図ることを目的とする。

(適用)

- 2 この方針は、本ツールを利用して情報発信する際に適用する。

(管理運用体制)

- 3 発信情報の適正性の確保に努めるために、情報提供管理者(以下「管理者」という。)を置き、原則、広報課長をこれに充てる。
- 4 本ツールの効果的な運用を確保するために、情報提供担当者(以下「担当者」という。)を置き、原則、広報課の職員をこれに充てる。
- 5 本ツール用に取得したアカウントのID・パスワード等は部外者に開示してはならない。
- 6 本アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、本アカウントからの返信、リポスト、ダイレクトメッセージ及びフォロー機能を使用しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認められるもの、効果的な市政情報の発信に寄与すると認められるものについては管理者の判断で例外とすることができる。

(意思決定)

- 7 情報発信については、原則として管理者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げるものは本ツールの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により直接情報発信をできるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について、再度正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(コメント等への対応)

- 8 本アカウントに対する返信、ダイレクトメッセージ等については、原則として回答しない。ただし、公的機関や業務上関係が深いと認められるもの、効果的な市政情報の発信に寄与すると認められるものについては管理者の判断で例外とすることができる。なお、市政等に関する質問・意見については、「市民の声システム」を利用するように呼びかけるものとする。

(掲載基準)

9 本ツールを利用した情報発信においては、次に掲げる内容を含んだ記事の掲載を禁止する。

- (1) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 宗教に関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 政治的活動に関するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (9) 対象が特定の市民に限定されるもの
- (10) その他管理者が不適当だと判断するもの

(知的財産権)

10 本アカウントに掲載されるテキスト、動画等の情報については、沼津市又は原著作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責事項)

- 11 沼津市は、本アカウントに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保障するものではない。
- 12 沼津市は、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用できなくなったことにより生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- 13 沼津市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- 14 TikTokアプリ内に表示される各種広告は、沼津市とは一切関係ない。
- 15 沼津市は、予告なく本アカウントの運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があるものとする。

付 則

この運用方針は、令和6年5月13日から施行する。